

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【公表番号】特表2004-522552(P2004-522552A)

【公表日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2003-511886(P2003-511886)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

A 6 1 G 12/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/32

A 6 1 G 12/00 W

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月28日(2005.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コネクタを含む基端部と、

前記基端部と接合され、少なくとも針カニューレの一部を覆う細長いキャビティを形成する末端部であって、前記細長いキャビティは細長いキャビティ開口部を有する末端部と、

前記末端部と接合され、前記細長いキャビティ開口部から前記細長いキャビティ内に伸びる針カニューレロック部材であって、比較的堅いベース部と、該ベース部に接合された複数の比較的屈折可能な端部とを含む針カニューレロック部材と、
を具えることを特徴とする針シールド。

【請求項2】

前記ロック部材のベース部は前記端部よりも厚いことを特徴とする請求項1に記載の針シールド。

【請求項3】

前記ロック部材は前記キャビティ開口部と内面とに面する外面を含み、前記内面及び外面はほぼ平らで前記キャビティ開口部から外方向に延在することを特徴とする請求項1に記載の針シールド。

【請求項4】

前記内面および外面は前記ロック部材の自由端を形成するために収束していることを特徴とする請求項3に記載の針シールド。

【請求項5】

前記ロック部材の端部のそれぞれは、他のそれぞれと隙間によって分離されていることを特徴とする請求項1に記載の針シールド。

【請求項6】

前記末端は一対の対向する側壁を備え、前記ベース部は前記側壁の一方から延在し、前記細長いキャビティ開口部から外側に角度つけられていることを特徴とする請求項1に記載の針シールド。

【請求項7】

前記端部は、ベース部が延在する側壁と反対の側壁に接触する程度に十分に屈折することを特徴とする請求項 6 に記載の針シールド。

【請求項 8】

基端と末端とそれらの間のルーメンとを有する針カニューレと、

前記針カニューレが接続される針支持部と、

前記針支持部とヒンジ結合された針シールドであって、細長いキャビティと該細長いキャビティを縁取る一対の対向する側壁と、キャビティ開口部とを含む針シールドと、

前記側壁の一つと接続され、前記細長いキャビティ内へ前記キャビティ開口部から延在するロック部材であって、前記ロック部材が接続された側壁の一方から離れる方向で収束する内面と外面と、前記側壁の一方と隣接するベース部と、該ベース部と隣接し、前記ベース部に比べて比較的屈折可能な端部とを有するロック部材とを具え、

前記ロック部材の屈折可能な端部は前記針シールドが前記針カニューレを保護するために前記閉じた位置に向かって移動されたときに前記針カニューレによって前記ベース部に対して屈折されることが可能であり、前記針シールドが前記閉じた位置から開口位置に向かって移動されると、前記針カニューレは前記ロック部材の内面によって前記側壁の一方に向かって誘導されることを特徴とする針シールド組立て品。

【請求項 9】

前記端部は前記側壁の一方に対向する側壁と接触する程度まで屈折可能であることを特徴とする請求項 8 に記載の針シールド組立て品。

【請求項 10】

前記ロック部材の内面と外面はほぼ平らであることを特徴とする請求項 8 に記載の針シールド組立て品。

【請求項 11】

前記ロック部材は前記ベース部から延在する複数の屈折可能な端部を含むことを特徴とする請求項 8 に記載の針シールド組立て品。